

時事新報定價及廣告料
時事新報以每號十面乃至十六面にして其代價左の如し
時事新報定價(月報)日外大衆(月報)年報

Table with 2 columns: Subscription type and price. Includes rates for domestic and foreign subscriptions.

時事新報送給料 (一箇月分)
一 日本内地に編輯部東京山手山王町
二 南洋南洋に編輯部東京山手山王町

前金 一月受取りたる前金は凡て積立を以て返還する事なく
代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て返還する事なく

福翁百話 (七十三)
教育の過度恐るゝに
足らず

農村僻邑に教育の普及を謀り所謂土百姓の子弟までも
書を読み筆を執るが如き始末に至りては文明は則ち
文明ならんれども徒に子弟の氣品を高きするのみに

社説
海軍軍人の養成

海軍の練習研鑽は自から一定の期限を要するものに
して漫に速成を望むるは勿論なりと雖も目
下擴張の時機に際して製艦の期限をも操上げんとす

んに會て東京に在りたるものを今の江田嶋に移したる
は如何なる理由なるや知る可らず或は生徒の教育には
都會繁華の土地よりも田舎の地方を好む都台なりとの

選信省令第二十五號
明治二十九年十二月二十五日
第一條 登壇船隻受取
第二條 登壇船隻受取

の教育を促進する者には益が甚なる其無事社會に備へ
は尙ほ舊時代の田舎にして四十五十の老人に本
は尙ほ舊時代の田舎にして四十五十の老人に本

の養成に就ては普通士官候補生(即ち陸軍生徒)の學期
(即ち海軍の候補生に相當す)を命じて六個月開入隊、實
務に就かしめたる上に少尉に任するものとす

陸軍省令第二十五號
明治二十九年十二月二十五日
第一條 登壇船隻受取

東京市
明治二十九年十二月二十五日
第一條 登壇船隻受取